

窓口で本人確認をします

就職や進学で引っ越しをする方が多く、窓口が混雑する時期ですが、ご理解、ご協力をお願いします。

どうして？

本人になりすましての虚偽の届出や証明書の不正取得を防ぐためです。

どんなとき？

住所の変更手続きや戸籍、住民票、各種証明書の請求手続きのときに必要になります。

どうやって？

窓口で、手続きに来た方の本人確認書類を提示していただきます。なお、代理人が申請する場合は委任状が必要です。
※直系の親族が行う戸籍の請求または、本人と同一世帯の方が行く住民票や各種証明書の請求には、委任状は必要ありません。

どれを？

提示していただくのは次の書類です。書類の組み合わせ方は4パターンあります。

パターン	提示していただく書類
1	公的機関が発行した写真付きのもの 1点 ●マイナンバーカード ●運転免許証 ●交付年月日が平成24年4月1日以降の運転経歴証明書 ●パスポート ●住民基本台帳カード ●身体障害者手帳 ●療育手帳 ●在留カード ●特別永住者証明書 などから
2	公的機関が発行した写真なしのもの 2点 ●健康保険証 ●介護保険被保険者証 ●後期高齢者医療被保険者証 ●医療受給者証 ●年金手帳 ●年金証書 などから
3	2の書類 1点 + 学生証や法人が発行した写真付きのもの 1点
4	2の書類 1点 + 学生証や法人が発行した写真なしのもの 2点

※戸籍の請求の場合、4は不可。



マイナンバーカードを作りませんか？

マイナンバーカードは、写真付きの公的な身分証明書であり、本人確認書類として運転免許証やパスポートと同じように利用することができます。希望する方は、お問い合わせください。



表面 本人確認書類 裏面 マイナンバー

マイナンバーカードはプラスチック製

通知カードは、本人確認書類ではありません

通知カードは紙製



住所変更などの受付時間を延長！

対象窓口 市民サービス課市民係の窓口のみ
 期間 4月3日(月)～7日(金)
 受付時間 午後7時まで
 受付内容 住所の変更手続きや戸籍、住民票、税証明の発行、マイナンバーカード継続手続きなど

仕事が終わってからでも手続きができるんですね
 ただ、延長するのは、市民サービス課市民係の窓口だけなので、支所やサービスセンターは、通常の受付時間だということに注意が必要です



問合先 市民サービス課市民係